



豊川市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度 ガイドブック



人権広報大使©いなりん

豊川市

令和6(2024)年 11 月 1 日

目 次

1	豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	P.1
2	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をすることができる方	P.1
3	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓手続の流れ	P.3
4	パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓時に必要なもの . . .	P.5
5	通称名の使用を希望する場合	P.6
6	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の再交付・返還 . .	P.7
7	パートナーシップ・ファミリーシップの無効	P.8
8	自治体間連携協定について	P.8
9	Q&A	P.9
参考（豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱）		

1 豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

【要綱第2条】

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の者の関係のこと。

ファミリーシップ

パートナーにある者の一方又は双方の近親者(三親等内の者)その他市長が適当と認める者を含め、家族であることを約した関係のこと。

2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をすることができる方

【要綱第3条】

パートナーシップにある2人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

満18歳以上の方(民法の改正により、令和4(2022)年4月1日から「満18歳以上」になりました。)

(2) 共に宣誓しようとする2人のうち、少なくともどちらか1人が豊川市民であること(転入予定を含む)

2人のうち、少なくともどちらか1人が豊川市内に住所を有している方、また、2人とも市外に住んでいても、少なくとも1人が宣誓の日から3か月以内に豊川市内への転入を予定している方

(3) 配偶者がいないこと(結婚していないこと)

配偶者(事実婚の関係にある者を含みます。)がいる方は、宣誓をすることができません。

※宣誓者同士が事実上婚姻と同様の関係にある場合は除きます。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

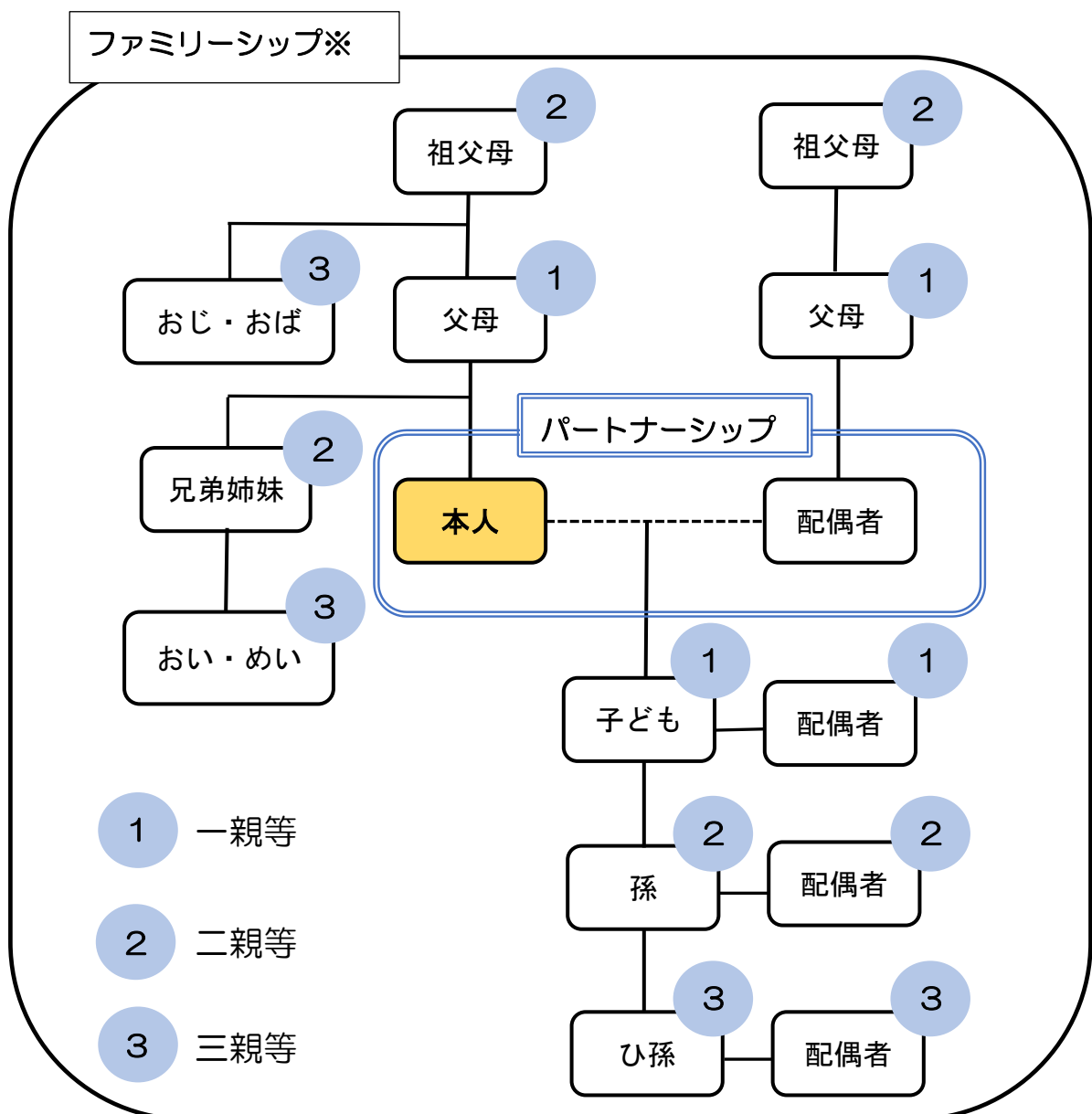
共に宣誓をしようとするパートナーの他にパートナーシップまたはそれに類する関係にある方は、宣誓をすることができません。

(5) 宣誓者同士が近親者でないこと

民法第 734 条から第 736 条に定められている婚姻をすることができない関係(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族)にある方は、宣誓をすることができません。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。

※近親者間での養子縁組は対象となりません。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度対象者



※ファミリーシップは、近親者等(3親等内)が対象となります。

3 パートナースhip・ファミリーシッpの宣誓手続の流れ

【要綱第4条・第5条・第7条】

(1) 対面での宣誓の場合

① 電話又はメールで事前予約

事前に人権生活安全課まで電話又はメールでご連絡ください。
宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認などを行います。

【予約の際に以下のことをお伝えください】

- ・ パートナースhipにある2人の氏名、生年月日、住所、電話番号
- ・ 宣誓希望日時 ※ご希望に応じて、個室での対応も可能
- ・ 希望の宣誓方法(対面)

【連絡先】 豊川市役所 人権生活安全課

電話：0533-89-2149 Eメール：jinken@city.toyokawa.lg.jp

受付日時：月曜～金曜 8時30分～17時15分

(祝日、12月29日～1月3日を除く。)

② パートナースhip・ファミリーシッpの宣誓

予約した日時・場所にパートナーの2人でお越しください。
必要書類(5ページ「パートナースhip・ファミリーシッpの宣誓時に必要なもの【要綱第4条】参照」)をご持参ください。本人確認書類を提示してください。

【対応時間】 月曜～金曜 9時～17時

(祝日、12月29日～1月3日を除く)

【宣誓場所】 豊川市役所 人権生活安全課(北庁舎2階)

③ パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書受領証等の交付

要件を満たしている場合、パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書受領証等をパートナーに1部ずつ交付します。希望により、パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書受領証カード等をファミリーシッp対象者の希望人数分交付します。(交付までに1週間程度)

交付準備ができたらご連絡します。本人確認書類を持参のうえ、受け取りにお越しください。(パートナーのうちどちらか1人でも構いません。)

(2) オンラインでの宣誓の場合

① 電話又はメールで事前予約

事前に人権生活安全課まで電話又はメールでご連絡ください。
宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認などを行います。

【予約の際に以下のことをお伝えください】

- ・ パートナースhipにある2人の氏名、生年月日、住所、電話番号
- ・ 宣誓希望日時
- ・ 希望する宣誓方法(オンライン)

【連絡先】 豊川市役所 人権生活安全課

電話：0533-89-2149 Eメール：jinken@city.toyokawa.lg.jp

受付日時：月曜～金曜 8時30分～17時15分

(祝日、12月29日～1月3日を除く。)

② パートナースhip・ファミリーシップ宣誓書等を郵便で送付

宣誓をしようとするお二人が自ら記入したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書
及び必要書類(5ページ)を豊川市役所人権生活安全課へ郵送してください。
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の様式は、豊川市ホームページからダウン
ロードしていただけます。

※宣誓の予約をした日時の前日までに届くよう郵送してください。

【宣誓書等提出先】

〒442-8601 豊川市諏訪1-1 豊川市役所人権生活安全課 宛

③ パートナースhip・ファミリーシップの宣誓

予約した日時に、指定した方法(Web会議ツール(Zoom))により宣誓を行います。
宣誓の意思確認のため、お顔が見える状態で画面をオンにしてください。

事前に郵送していただいた書類による要件確認及び本人確認を行います。本人確認
ができるものをお手元にご準備ください。

④ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

要件を満たしている場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等をパートナーに1部ずつ交付します。希望により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード等をファミリーシップ対象者の希望人数分交付します。(交付までに1週間程度)

交付準備ができたならご自宅に郵送します。

※豊川市は一部の自治体と連携協定及び自治体間ネットワークを結んでいます。連携する自治体間で転出・転入する場合は、手続きが簡略化される場合があります。詳しくは8ページをご参照ください。

4 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓時に必要なもの

【要綱第4条・第8条】

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- 宣誓書は豊川市役所人権生活安全課で用意します。
- 宣誓書は提出日に記入していただきます。
- 宣誓書は、宣誓をしようとする方が自ら記入してください。
- 通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの(郵便物や各種会員証、社員証等)をご持参ください。(6ページ「通称名の使用を希望する場合【要綱第6条】」参照)
- 宣誓を行うパートナー2人の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できない場合は、2人の立会いのもとで、他の人に代筆してもらうことができます。

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3か月以内に発行されたものを1人1通ずつお持ちください。ただし、宣誓する2人が同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。
- 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。
マイナンバー(個人番号)の表示がないものをご提出ください。
- 3か月以内に豊川市に転入予定の場合は、転入することが分かる書類をお持ちください。(例:転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書)

(3) 配偶者がいないことを証明する書類

- 3か月以内に発行された戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)や独身証明書等を1人1通ずつお持ちください。
- 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
- 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。
※2人が外国で同性婚をしている場合には、それが証明できるもの(日本語訳添付)

(4) 本人確認ができるもの(いずれも有効期限内のものに限ります)

1つの提示で足りるもの(顔写真付き)	2つの提示が必要なもの(顔写真無し)
・マイナンバーカード(個人番号カード) ・運転免許証 ・パスポート(旅券) ・在留カード ・国、地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き)	・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証 ・年金手帳、年金証書 ・その他、国、地方公共団体が発行したもの

(5) ファミリーシップ宣誓の場合の必要書類

- 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)等近親者等であることが分かる書類
宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限ります。
※ただし、「(3) 配偶者がいないことを証明する書類」などで提出された書類により関係が確認できる場合は不要です。
- 「近親者等の記載に関する同意書」(様式第6号)
当該近親者等本人が記入してください。15歳未満の方は不要です。
※同意者が15歳未満の方かつ親権者がパートナー以外である場合は、親権者が記入してください。

5 通称名の使用を希望する場合

【要綱第6条】

- 性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。
- 通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの(郵便物や各種会員証、社員証等)をご持参ください。
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)には表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

6 パートナースhip宣誓書受領証等の再交付・返還

【要綱第8条・第9条・第12条・第13条】

(1) 受領証等の再交付等（様式第4号、様式第6号、様式第7号）

○受領証等の紛失や毀損、汚損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、受領証等を再交付します。

①毀損、汚損による再交付の場合

既に交付している受領証等を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」（様式第4号）に添付して提出してください。

②氏名等の変更による再交付の場合

既に交付している受領証等及び変更内容の分かる書類を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」（様式第4号）に添付して提出してください。

③新たにファミリーシップ対象者を追加する場合

既に交付している受領証等を戸籍謄本等の近親者である事実を確認できる書類（3カ月以内に発行されたものに限る。）及び「近親者等の記載に関する同意書」（様式第6号）（15歳以上の近親者等に限る。）に添付して提出してください。

④ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき

宣誓書等に氏名等を記載された15歳以上の近親者等の方で、受領証等からの氏名の削除を希望される場合は、既に交付している受領証等を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書」（様式第7号）に添付してご提出ください。

○電話又はメールで豊川市役所人権生活安全課まで事前予約をお願いします。日時の調整とお持ちいただく書類の確認を行います。

(2) 受領証等の返還（様式第5号）

○次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付して提出してください。

①パートナーシップが解消されたとき

②双方が豊川市内に住所を有しなくなったとき

③その他、1ページ「2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をすることができ方」に該当しなくなったとき

④パートナーが亡くなられたとき

※パートナーが亡くなられた場合で、引き続きファミリーシップの継続を希望される場合は、その旨を申し出ていただければ受領証等の返還は不要です。

○電話又はメールで豊川市役所人権生活安全課まで事前予約をお願いします。日時の調整とお持ちいただく書類(住民票の写し、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、死亡診断書等)の確認を行います。

7 パートナーシップ・ファミリーシップの無効

【要綱第 15 条】

○次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓が無効となりますので、交付した受領証等を返還していただきます。

- ① 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき
- ② 交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したとき

8 自治体間連携について

【要綱第 10 条、第 11 条】

○豊川市は、一部の自治体とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結しています。さらに、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入しています。これにより、連携する自治体間で転出・転入する場合は、手続きを簡略化することができます。

※転出元及び転入先の自治体において宣誓制度の対象となる場合に限りです。

(1) 豊川市から、連携する自治体へ転出するとき

○転入先の連携する自治体でのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度等の継続手続きにより、豊川市への「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」の提出、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」の返還手続きが不要となります。

○豊川市で発行した受領証等は、転入先の連携する自治体へ提出してください。

(2) 連携する自治体から、豊川市へ転入するとき

- 豊川市に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届」(様式第1号の2)を提出していただくことで、当初の宣誓日を引き継いだパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を交付します。
- 転出元の連携する自治体が発行したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等は豊川市に提出してください。
※宣誓時に必要な書類のうち、「配偶者がいないことを証明する書類(戸籍抄本等)」が不要となります。

9 Q&A

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻はどう違うのですか。

A 婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。
一方、豊川市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、行政の内部規定である要綱に基づいて行うもので、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の者の関係や、その2人の一方または双方の子をはじめとする三親等内の近親者等との関係を宣誓したことを市が証明するものです。豊川市では、この制度を導入することにより、多様な性への理解促進を図っていきたいと考えています。

Q3 豊川市民でないと宣誓をすることができませんか。

A 少なくともパートナー2人のうち1人が市内に住所を有しているか、双方が市内に住所を有していなくても2人又はどちらか1人が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している場合は、宣誓できます。市内への転入を予定している場合は、その事実を確認することができる書類(転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書等)の提出が必要となります。

Q4 3か月以内に市内への転入を予定している場合で、まだ賃貸借契約等をしていない場合は、どのように証明すれば良いでしょうか。

A 宣誓の日から3か月以内に住民票の写し、賃貸借契約書等を提出してください。提出がない場合は、発行した受領証等を返還していただきます。

Q5 同居している必要はありますか。

A 同居は求めています。豊川市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の者の関係や、その2人の一方または双方の子をはじめとする三親等内の近親者等との関係であって、少なくとも宣誓者のどちらか一方が豊川市在住を要件としています。同居につきましては、様々な要因で同居できない場合も想定されますので、同居している必要はありません。

Q6 戸籍上同性ではない事実婚の方もパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓ができますか。

A 豊川市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度では、パートナー同士の方が事実婚の関係の方も対象にしています。

Q7 養子縁組をしている場合も宣誓できるとなっていますが、なぜですか。

A 家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組を結んだままでもパートナーシップ宣誓ができることとしました。

Q8 外国籍でもパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓はできますか。

A 外国籍の方も、2人又はどちらか1人が豊川市民である、または豊川市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類のうち、独身であることを確認できる書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行されたもの)などに日本語訳を添えてご提出ください。

Q9 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 日本国内では、婚姻が成立していないので、宣誓を行うことができます。

Q10 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A 宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領証カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q11 宣誓の際は個別に対応してくれますか。

A ご希望に応じて個室で対応します。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご相談ください。

Q12 パートナー2人で行かないと宣誓できませんか。

A 本人確認と2人の意思を確認させていただきますので、必ず2人でお越しください。

Q13 郵送やメールでのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓はできますか。

A 郵送やメールのみでの宣誓は行っておりませんが、Web 会議サービス「Zoom」によるオンライン宣誓ができます。その場合は事前に必要書類を郵送してください。（手続きの流れは4ページ参照）

Q14 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者の2人がそろってお越しください。なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、2人の立会いのもと、他の方による代筆は可能です。

Q15 通称名を使用できますか。

A 性別違和等の理由により、通称名を使用することができます。通称名を使用する場合、その通称名を日常生活において使用することが確認できるもの（通称名で届いている郵便物、各種会員証、社員証等）をご持参ください。ただし、交付するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証、受領証カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q16 プライバシーは守られますか。

A ご希望に応じて個室で対応します。また、提出書類や記載内容等の個人情報は固く守られます。来庁せずにオンラインで宣誓していただくことも可能です。（オンライン手続きの流れは4ページ参照）

Q17 受領証等はいつ交付されますか。

A 宣誓後、提出書類の確認を行った後、交付の準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものをご持参のうえ、受け取りに来てください。（宣誓者どちらか1人でも構いません。）郵送をご希望される場合は簡易書留等で送付します。再交付の場合も同様です。

Q18 受領証等に有効期限はありますか。

A ありません。当制度は、豊川市として宣誓書を受領した事実を証明するものであり、また、法的効力を有するものではないので、受領証自体に有効期限はありません。

Q19 宣誓書は何年間保存されますか。

A 30 年間です。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届が提出された場合は、提出された日の属する年度の翌年度4月1日から5年間です。

Q20 受領証等はどこで利用できますか。

A 受領証等は、2人が互いを人生のパートナーとし、対等な立場で相互の協力により継続的に共同生活を行うことを約束し、パートナーシップの宣誓をした事実を証する書類になります。豊川市では、受領証等を提示することで、市営住宅への入居申請、墓園利用権承継許可申請等を行うことができます。豊川市において受領証等を掲示することで利用できる制度は、豊川市ホームページでご確認ください。

また、民間のサービスにおいて受領証等の提示により一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。(例：携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等)

Q21 交付された受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A 使用できません。互いを人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約した関係であることや、パートナーの一方又は双方の近親者等(三親等内の者)を含めて家族であることを宣誓した事実を証するものです。

Q22 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。

Q23 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか。

A 2人とも市外に転出する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等も返還していただくことになりますが、事前にご連絡ください。

どちらか1人が市外に転出した場合や豊川市内での転居(1人又は2人とも)の場合は、新住所の住民票の写し等を提出していただく必要があります。

ただし、締結自治体へ転出し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の継続使用の手続きを行う場合、転入先の締結自治体へ受領証等を返還することで、本市への返還手続きは不要となります。(8ページ参照)

Q24 パートナーシップ・ファミリーシップを解消した場合、またパートナーが亡くなった場合、受領証等を返還する必要はありますか。

A パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届及び亡くなったことがわかる書類を提出していただくとともに、受領証等も返還してください。また、パートナーシップ解消による返還の場合は、双方の意思を確認させていただきます。

なお、パートナーが亡くなられた場合で、引き続きファミリーシップの継続を希望される場合は、その旨を申し出ていただければ受領証等の返還は不要です。

参考（豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱）

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓（第4条—第14条）

第1節 宣誓及び宣誓書等の交付（第4条—第9条）

第2節 締結自治体等からの転入の場合の特例（第10条・第11条）

第3節 受領証等の再交付及び返還（第12条・第13条）

第4節 締結自治体等への転出の場合の特例（第14条）

第3章 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の無効（第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、人権が尊重され、一人ひとりの市民が明るく豊かな生活を営むことができるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーにある者の一方又は双方の近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であることを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人又はファミリーシップにある者のうちパートナーの2人が市長に対して、互いがパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) 協定書 パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る自治体間連携に関する協定書（令和6年8月1日締結）又はパートナーシップ・フ

ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定書（令和 6 年 9 月 19 日締結）をいう。

- (5) 規約 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和 6 年 11 月 1 日加入）をいう。
- (6) 締結自治体 協定書に規定する締結自治体（豊川市を除く。）をいう。
- (7) 構成自治体 規約に加入する構成自治体（締結自治体及び豊川市を除く。）をいう。
- (8) 転入対象者 協定書第 2 条に規定する制度利用者であって、締結自治体から本市へ転入する者又は構成自治体において規約第 2 条に規定する宣誓者（ファミリーシップに該当する場合も含む。）であって本市へ転入する者をいう。

なお、転入対象者は一方又は双方が性的マイノリティ当事者であることを要しない。

（宣誓の要件）

第 3 条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が、豊川市内に住所を有する者又は宣誓の日から 3 か月以内に豊川市内への転入を予定している者であること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいない者であること。ただし、宣誓をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (4) 共に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 共に宣誓をしようとする者同士が、民法第 734 条から第 736 条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと（ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）。

第2章 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

第1節 宣誓及び宣誓書等の交付

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

2 前項に規定する宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、豊川市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
- (2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するとき、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ）
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券（パスポート）
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(オンラインによる宣誓の方法)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン

による方法」という。)で宣誓を希望する場合は、オンラインによる方法で宣誓をすることを認めるものとする。

- 2 前条第1項から第3項までの規定は、前項のオンラインによる方法について準用する。この場合において、前条第1項中「市長に提出」とあるのは「オンラインによる方法で宣誓する前までに郵送等で市長に提出」と、同条第3項中「宣誓書を提出」とあるのは「オンラインによる方法で宣誓」と読み替えるものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名(戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

- 2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)を宣誓者に交付するものとする。

- 2 市長は、宣誓者からの申出がある場合は、受領証のほか、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号。以下「受領証カード」という。)を交付するものとする。

- 3 前条第1項の規定により宣誓書に通称名を記載したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を、受領証及び受領証カード(以下「受領証等」という。)に記載するものとする。

- 4 市長は、受領証等に記載された近親者等が受領証等の交付を希望する場合は、当該近親者等にも交付するものとする。

(近親者等に関する記載)

第8条 宣誓しようとする者は、宣誓しようとする者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、当該近親者等とファミリーシップにあり、受領証

等に当該近親者等の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、当該近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、当該近親者等の氏名を受領証等に記載することができる。ただし、第4条第2項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）等近親者等であることが分かる書類。

（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 近親者等の記載に関する同意書（様式第6号）（15歳未満の近親者等にあつては、宣誓しようとする者が親権者である場合を除く。その他の15歳未満の近親者は当該近親者等の親権者による同意書を添付するものとする。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 近親者等について、受領証等に氏名等の記載を希望するときは、第4条第1項に規定する宣誓書及び前項第2号に規定する同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。ただし、15歳未満の近親者等にあつては、当該近親者等の親権者が記入するものとし、自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他の者に代筆させることができる。

（近親者等に関する記載の削除）

第9条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された受領証等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができる。

2 前項に規定する申立書は、当該近親者等が自ら記入するものとする。ただし、15歳未満の近親者等にあつては、当該近親者等の親権者が記入するものとし、自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他の者に代筆させることができる。

3 第4条第3項の規定は、前項の規定による申立てをする場合について準用する。この場合において、同項中「宣誓」とあるのは「申立て」と、「宣誓書」とあるのは「申立書」と読み替えるものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による申立書の提出があったときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した受領証等を交付するとともに、削除する前の受領証等の返還を受けるものとする。
- 5 その他市長が特に理由があると認めるときは、近親者等に関する記載の削除を申立てることができる。

第2節 締結自治体等からの転入の場合の特例

(転入対象者による宣誓の継続届)

第10条 転入対象者は、第4条第1項の宣誓書の記入及び提出に代えて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届(様式第1号の2。以下「継続届」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することができる。この場合において同条第2項の規定は、適用しない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(届出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
 - (2) 転出元の締結自治体から交付された協定書第3条第1項の受領証等又は転出元の構成自治体で作成された規約第3条第3項の通知等
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により継続届を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。
- (1) 個人番号カード(マイナンバーカード) (表面のみ)
 - (2) 運転免許証
 - (3) 旅券(パスポート)
 - (4) 在留カード
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたものの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 継続届を提出する者は、転出元受領証等に通称名が記載されていなかった場合において、新たに通称名の使用を希望するときは、継続届の提出の際、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を市長に提示しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出に基づき、第7条第1項の規定による受領証を交付したときは、申請者の転出元の締結自治体又は転出元の構成自治体に対し、次に掲げる書類を送付する。

(1) パートナースhip・ファミリーシッp宣誓継続届（様式第1号の2）の写し

(2) 転出元の締結自治体から交付された受領証等又は転出元の構成自治体から交付された受領証の写し等

5 第1項の規定による届出をする者は、市長が転出元の締結自治体又は転出元の構成自治体に対して前項の規定による書類の送付を行うことに同意するものとする。

（受領証等の交付）

第11条 市長は、前条の規定により継続届を提出した者について、相当と認めるときは、受領証を交付する。この場合において、継続届を提出した者から申出があったときは、受領証カードを併せて交付するものとする。

2 前項の規定により交付する受領証等に記載する宣誓の日付は、転出元受領証等に記載された宣誓の日付とする。

3 市長は、受領証等に記載された近親者等が受領証等の交付を希望する場合は、当該近親者等にも交付するものとする。

4 市長は、転出元受領証等に通称名が使用されていたときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を第1項の規定により交付する受領証等に記載するものとする。

5 市長は、継続届を提出する者から前条第2項の書類の提示があった場合において、通称名の使用が特に必要であると認めるときは、第1項の規定により交付する受領証等に当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を記載するものとする。

第3節 受領証等の再交付及び返還

（受領証等の再交付）

第12条 宣誓者又は継続届を提出した者（以下「宣誓者等」という。）は、受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシッp・ファミリーシッp宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。

以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。宣誓書に記載した氏名及び近親者等に変更があった場合も、同様とする。

- 2 第4条第3項の規定は、受領証等の再交付の申請をする場合に準用する。
この場合において、第4条第3項中「宣誓」とあるのは「再交付申請」と、「宣誓書」を「再交付申請書」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。
- 4 第1項の規定による再交付を申請する場合は、毀損又は汚損の場合にあっては受領証等を、氏名等の変更の場合にあっては受領証等及び当該変更の内容が分かる書類を、再交付申請書に添付しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による再交付の申請を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書又は第10条第1項の規定により提出された継続届が保存されている場合に限り、受領証等を再交付するものとする。
(受領証等の返還)

第13条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条又は第11条の規定により交付を受けた受領証等を市長に返還するとともに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。ただし、第4号の場合であって、宣誓者の一方が近親者等と引き続きファミリーシップの継続を希望する場合は、この限りでない。また、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受領証等を返還したものとみなす。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 宣誓者が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
- (4) 宣誓者の一方が死亡したとき。

第4節 締結自治体等への転出の場合の特例

第14条 本市から締結自治体へ転出し、転出先の締結自治体において協定書第3条第1項の規定による簡易な手続により受領証等の交付を受けた宣誓

者等が、本市が交付した受領証等（第7条第1項及び第11条第1項に規定する受領証等をいう。）を転出先の締結自治体の長を経由して本市に返還したときは、前条の規定による受領証等の返還及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届の提出があったものとみなす。

- 2 本市から構成自治体へ転出し、転出先の構成自治体において規約第3第2項の規定による簡易な手続きにより受領証等の交付を受けた宣誓者等が、規約第3条第3項による通知等により前条の規定による受領証等の返還及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届の提出があったものとみなす。

第3章 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の無効

（パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の無効）

第15条 市長は、宣誓者等が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効とする。

- 2 市長は、前項の規定によりパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効とした場合は、第7条又は第11条の規定により交付を受けた受領証等の返還を求めるものとする。

第4章 雑則

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定により交付されている宣誓書受領証等は、改正後の豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要

綱の規定により交付されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

各種様式

様式第 1 号（表）

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表面）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

豊川市長 殿

私たちは、豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓します。

年 月 日

（宣誓者）

フリ ガナ
氏 名

フリ ガナ
氏 名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

生年月日

生年月日

住 所

住 所

（ファミリーシップ対象者）

フリ ガナ
氏 名

フリ ガナ
氏 名

生年月日

生年月日

住 所

住 所

続 柄

続 柄

（代筆者）

氏 名

住 所

代筆対象者

注）宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

該当する□に✓をご記入ください。

☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望する
必要部数（ 部）

☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの交付を希望しない

以下は、豊川市での記入欄です。

氏 名：	個人番号カード・免許証・旅券・（ ）	電 話：
氏 名：	個人番号カード・免許証・旅券・（ ）	電 話：
宣 誓 第 号		

様式第 1 号（裏）

（裏面）

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく、「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」にあたり、以下の内容を確認した上で、宣誓をします。

以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書受領証、宣誓書受領証カード（交付されている場合）を豊川市に返還します。

年 月 日

（宣誓者）

氏 名

氏 名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

（ファミリーシップ対象者）

氏 名

氏 名

（代筆者）

氏 名

代筆対象者

確認事項		回答欄（該当する□に✓をご記入ください。）	
要綱 第 2 条	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことやパートナーであることを宣誓した 2 人である。またファミリーシップの関係にある近親者等は、その 2 人の家族であることを約した関係である。	☐ 該当 します	☐ 該当 しません
第 3 条 第 1 号	（年齢） 宣誓当日において、パートナーの双方が成年に達している。	☐ 該当 します	☐ 該当 しません
第 3 条 第 2 号	（住所） 1 双方が豊川市内に住所を有している。 2 一方が豊川市内に住所を有している。又は一方が宣誓の日 3 か月以内に豊川市内へ転入予定である。 3 双方が宣誓の日から 3 か月以内に豊川市内に転入予定である。 ※転入予定の場合は以下に記入 転入予定者の氏名 _____ 転入予定日 ____年 ____月 ____日 ____年 ____月 ____日	☐ いずれかに 該当します	☐ いずれにも 該当しません
第 3 条 第 3 号 第 4 号	（婚姻の有無及び宣誓者以外のパートナーの有無） 双方が現に婚姻をしておらず、かつ宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係がない。	☐ 該当 します	☐ 該当 しません
第 3 条 第 5 号	（パートナー同士が近親者でないこと） パートナー同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。	☐ 該当 します	☐ 該当 しません

様式第1号の2（表）

様式第1号の2（第10条関係）

（表面）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届

豊川市長 様

私たちは、豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結した自治体（以下「締結自治体」という。）においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（それに類する制度を含む。）を利用していたこと及び豊川市でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を継続することを届け出ます。

年 月 日

（宣誓者）

フリ ガナ
氏 名

フリ ガナ
氏 名

通称名の欄合、
戸籍上の氏名

通称名の欄合、
戸籍上の氏名

生年月日

生年月日

新住所

新住所

旧住所

旧住所

（ファミリーシップ対象者）

フリ ガナ
氏 名

フリ ガナ
氏 名

生年月日

生年月日

新住所

新住所

旧住所

旧住所

続柄

続柄

宣誓日（転出元協定締結自治体での宣誓書受領証等が交付された日）

年 月 日

（代筆者）

氏 名

住所

代筆対象者

注1）要綱第10条第2項各項に掲げる2名分の本人確認書類を提示してください。

様式第 1 号の 2（裏）

（裏面）

確認事項（同意する場合は、□にレ印を付けてください。）	
本届出書に基づき、転出元締結自治体へこの届出の内容を通知すること及び本届出書の写し、受領証等の原本を送付することに同意します。また、本市が転出元締結自治体から宣誓時の書類の写しの提供を受けることに同意します。	□

□ パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書受領証カードの交付を希望する 必要部数（ 部）
□ パートナースhip・ファミリーシッp宣誓書受領証カードの交付を希望しない

以下は、豊川市での記入欄です。

氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・（ ）	電話：
氏名：	個人番号カード・免許証・旅券・（ ）	電話：

様式第2号（表）

様式第2号（第7条・第11関係）

宣誓第 号

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

（宣誓者）

____ 様 _____ 様
____ 年 ____ 月 ____ 日生 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

（ファミリーシップ対象者）

____ 様 _____ 様
____ 年 ____ 月 ____ 日生 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

宣誓日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

継続届出日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。

____ 年 ____ 月 ____ 日

豊川市長

印

様式第2号（裏）

1 豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活でお互いに協力し合うことやパートナーであることを誓う2人の関係や、その2人の一方又は双方の子をはじめとする三親等内の近親者等との関係を市が証明する制度です。なお、本制度は、婚姻とは違い、法的な効力を有するものではありません。

2 受領証の交付要件

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の際、以下の要件を満たすことを確認しています。

- (1) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことやパートナーであることを約した2人であること。
- (2) ファミリーシップ対象者は、パートナーの一方又は双方の近親者等（三親等内の者）を含め、家族であることを約した関係であること。
- (3) 宣誓当日において、パートナーの双方が成年に達していること。
- (4) 双方又は一方が豊川市内に住所を有している又は宣誓の日から3か月以内に豊川市内への転入を予定していること。
- (5) 双方が現に婚姻をしておらず、かつ宣誓者以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (6) パートナーの双方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

3 通称名を使用している場合

以下に、戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 _____ 通称名 _____

戸籍上の氏名 _____ 戸籍上の氏名 _____

4 特記事項

備考 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第 3 号

様式第 3 号（第 7 条・第 1 1 条関係）

（表面）

パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証カード

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱い
に関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ・ファ
ミリーシップ宣誓書を受領しました。

（ 年 月 日生）

（ 年 月 日生）

宣誓日 年 月 日 有効期満日 年 月 日

宣誓 第 号 年 月 日

豊川市長 印

（裏面）

この受領証カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、
日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、またファミ
リーシップ対象者は家族であることを約し、豊川市がその宣誓
書を受領したことを証するものです。法的な効力を有するもの
ではありませんが、この受領証カードの提示を受けた方は、上
記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

〔通称名を使用している場合の戸籍上の氏名〕

〔ファミリーシップ対象者の氏名〕

年 月 日生

年 月 日生

〔特記事項〕_____

備考 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

様式第 4 号

様式第 4 号（第 12 条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

豊川市長 殿

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する
要綱第 12 条第 1 項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証等の再交付を申請します。

年 月 日

1 再交付を申請する理由（該当する□に✓をご記入ください。）

☐紛失 ☐毀損 ☐汚損

☐宣誓者の氏名の変更

変更前：_____ 変更後：_____

☐近親者等の変更（（ ）内に変更内容を記入してください。（追加・削除など））

変更前：_____ 変更後：_____（ ）

_____（ ）

2 再交付を希望するもの（該当する□に✓をご記入ください。）

☐パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

必要部数（ ）部

☐パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

必要部数（ ）部

3 宣誓番号・宣誓日

（宣誓 第 号 宣誓日 年 月 日）

（申請者）

氏 名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

生年月日

住 所

（申請者）

氏 名

通称名の場合、
戸籍上の氏名

生年月日

住 所

様式第 5 号

様式第 5 号（第 13 条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届

豊川市長 殿

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 13 条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を返還します。

年 月 日

1 返還の理由（該当する□に✓をご記入ください。）

☐ パートナーシップの解消

☐ 豊川市からの転出

（氏名・転出先住所： ）

（氏名・転出先住所： ）

☐ 婚姻又は他の者とのパートナーシップ又はそれに類する関係を有することとなった。

☐ 互いが民法第 734 条から第 736 条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にあることが判明した。

☐ 死亡（亡くなった方の氏名： ）

2 宣誓番号・宣誓日

（宣誓 第 号 宣誓日 年 月 日）

（宣誓者）

フリ ガナ
氏 名

フリ ガナ
氏 名

通称名の欄合、
戸籍上の氏名

通称名の欄合、
戸籍上の氏名

生年月日

生年月日

住 所

住 所

（ファミリーシップ対象者）

フリ ガナ
氏 名

フリ ガナ
氏 名

生年月日

生年月日

住 所

住 所

続 柄

続 柄

注）宣誓者の欄は自署してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

（代筆者）

氏 名

住所

代筆対象者

様式第 6 号

様式第 6 号（第 8 条関係）

近親者等の記載に関する同意書

豊川市長 様

以下の者が、豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓者とファミリーシップ関係にあり、近親者等としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードに私の氏名等を記載することに同意します。

年 月 日

（同意者）

フリガナ

氏 名

親権者

（同意者が 15 歳未満の場合のみ記入）

生年月日 年 月 日

住 所

宣誓者との続柄

電話番号

（宣誓者）

フリガナ

氏 名

（通称名の場合、
戸籍上の氏名）

フリガナ

氏 名

（通称名の場合、
戸籍上の氏名）

生年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日

住 所

住 所

（代筆者）

氏 名

住 所

※同意者が自ら記入してください。同意者が 15 歳未満の方かつパートナー以外が親権者の場合は、親権者が記入してください。

自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。

※本人確認できる書類を提示してください。

下は、豊川市での記入欄です。

受付 年 月 日	個人番号カード・免許証・旅券・（ ）
----------	--------------------

様式第 7 号

様式第 7 号（第 9 条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する申立書

豊川市長 様

豊川市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第 9 条 1 項の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等から私の氏名等を削除するよう申し立てます。

年 月 日

（申立人）

フリガナ

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

住 所 _____

宣誓者との続柄 _____ 電話番号 _____

（宣誓者）

フリガナ

氏 名 _____
（通称名の場合、
戸籍上の氏名） _____

生年月日 _____ 年 月 日

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____
（通称名の場合、
戸籍上の氏名） _____

生年月日 _____ 年 月 日

住 所 _____

（代筆者）

氏 名 _____ 住 所 _____

※申立人が自ら記入してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能ですが、
下段に代筆者の氏名及び住所をご記入ください。
※本人確認できる書類を提示してください。

下は、豊川市での記入欄です。

受付 年 月 日	個人番号カード・免許証・旅券・（ ）
----------	--------------------



人権広報大使©いなりん

豊川市パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック

令和4(2022)年 7月 1日 発行

令和5(2023)年10月17日 改訂

令和6(2024)年 7月 1日 改訂

令和6(2024)年 8月 1日 改訂

令和 6(2024)年9月19日 改訂

令和 6(2024)年 11月1日 改訂

豊川市役所 市民部 人権生活安全課

TEL : 0533-89-2149 FAX : 0533-89-2125

Eメール: jinken@city.toyokawa.lg.jp

市ホームページ : <http://www.city.toyokawa.lg.jp>